

今後の環境影響評価制度のあり方について
(答申)

平成 23 年 12 月

川崎市環境影響評価審議会

目 次

はじめに

第1章 本市の環境影響評価制度に関する取組	1
1 環境影響評価制度の経緯等	1
2 本市の環境影響評価制度の特徴	1
3 検討の視点	2
第2章 今後の環境影響評価制度のあり方	4
1 対象とする事業	4
(1) 対象事業種の見直し	4
ア 鉄道高架化、地下化等	4
イ その他(風力発電所)	4
(2) 規模要件の見直し	5
ア 陸上埋立て	5
イ 住宅団地の新設	6
ウ 廃棄物処理施設の新設	7
エ その他(物流施設)	8
2 環境影響評価の審査等手続き	9
(1) 計画段階における環境影響評価制度	9
ア 計画段階における手続きの内容について	9
イ 法対象事業の取扱いについて	10
(2) 複合開発事業	11
(3) 手続内容の見直し	11
ア 審査書作成及び市長意見形成における審議会への諮問	11
イ 公聴会の開催手続き	12
ウ 条例方法書等の変更	13

工 事後調査	13
3 環境影響評価制度に係る情報提供に関する事項	15
(1) 効果的な制度の確立	15
ア 環境影響評価関係図書の電子縦覧	15
イ 要約書の作成・縦覧	15
ウ 方法書等説明会の開催	16
まとめ	17

〈付属資料〉

- 1 環境影響評価審査実績
- 2 環境影響評価の対象事業の規模要件
 【補足】規模要件の設定根拠
- 3 環境影響評価条例の手続きフロー
- 4 川崎市環境影響評価審議会及び専門部会委員名簿
- 5 川崎市環境影響評価審議会及び専門部会審議経過

はじめに

川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)は、平成22年12月28日に市長から「今後の環境影響評価制度のあり方について」諮問を受け、専門部会を設置し専門的な見地からの検討を付託した。

国では、環境影響評価法の見直しについて中央環境審議会に「今後の環境影響評価制度の在り方」を諮問し、この答申を踏まえて、平成23年4月に環境影響評価法が改正されている。また、本市においても、平成11年に現行条例を施行後10年以上が経過し、環境影響評価制度を取巻く社会経済状況が変化していること、また、環境影響評価法が改正されたことから、本市においても現行制度の見直しが必要となっている。

専門部会では、これらの課題に対応するため、「①対象とする事業」、「②環境影響評価制度の審査等手続き」、「③環境影響評価制度に係る情報提供に関する事項」について、これまでの実績や環境の状況、地域特性及び国・他の自治体の動向等を踏まえつつ、今後の川崎市にふさわしい制度のあり方について検討を行った。

審議会では、専門部会におけるこれらの検討結果を基に審議を行い、答申案について結論を得たものである。

なお、法改正の状況を踏まえ更に検討を要する事項や、計画段階における環境影響評価制度のあり方、審議内容に応じた審議会の運営方法など今後、対応が必要と考えられる新たな課題も見られ、国・自治体の動向や社会の状況等も踏まえ、より一層の改善を図っていく必要があることを付記する。

平成23年12月27日
川崎市環境影響評価審議会
会長 戸田 孔功

第1章 本市の環境影響評価制度に関する取組

1 環境影響評価制度の経緯等

本市は、昭和51年10月に全国に先駆けて環境影響評価に関する条例(以下「旧条例」という。)を制定した。

その後、平成9年の環境影響評価法の制定を契機に、条例制定後23年が経過する中で、環境影響評価制度を取り巻く情勢の変化への対応や、環境基本条例(平成3年制定)に基づく総合的な環境行政の体系化を図ること等から、新たな環境影響評価に関する条例(以下「現行条例」という。)を平成11年に制定した。この条例の見直しにおいては、他都市が法をベースに条例を制定又は改正しているのに対し、本市では旧条例を基本に法との整合や事業の規模に応じ、手続きの適正化を図ってきており、これまでに133件の実績がある。(付属資料1 参照)

また、平成18年には事務処理手順の見直しを行い処理期間の短縮化を図ったほか、平成19年には、地球温暖化やヒートアイランド現象の取組、生物多様性の確保など、新たな環境問題の顕在化等、社会情勢の変化に適切に対応するため、「地域環境管理計画」、「川崎市環境影響評価等技術指針」の改定を行った。また、平成23年4月には、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の制定を受けて、温室効果ガスに係る技術指針の改訂を行ったところである。

2 本市の環境影響評価制度の特徴

〔対象事業種及び規模要件〕

本市の環境影響評価制度は、対象とする事業種が15種類あり、他都市と比較して規模が小規模のものから実施している。例えば、開発行為1ha以上、住宅団地の新設においては計画人口500人以上(住居専用地域については300人以上)などが環境影響評価制度の対象となっている。

〔指定開発行為に関する手続き〕

本市の現行環境影響評価制度は、対象事業を規模に応じて大きい方から、第1種、第2種、第3種行為と分けて、第1種行為の手続きは、方法書、準備書、見解書、公聴会、審議会、審査書、評価書、事後調査といった一連の手続きを定めており、これに対して、第2種行為は、方法書の手続きが省略され、また、小規模の第3種行為については、さらに、公聴会、審議会、評価書、事後調査といった手続きが省略されている。このように、事業の規模に応じて手続きが定められている。

〔指定開発行為及び法対象事業に該当しない事業に対する措置〕

対象規模に満たない事業に対する措置として、複合開発事業や自主的環境影響評価の規定が定められている。

複合開発事業の規定は、大規模な工場跡地で、対象規模以下に分割して環境影響評価の手続きを回避する事例を踏まえて導入された制度で、対象規模未滿の複数の事業が近接して行われた時に、複合的な環境影響が対象規模と同等以上になるおそれがある事業に対して、手続きを行うよう指導できるものである。

さらに、この規定は、既に道路で区分された複数の街区において手続きを回避する新たな事例に対応するため、平成20年12月に、該当要件の拡大に係る規則改正を行った。

また、条例の対象規模には満たないが、事業実施に際し、あらかじめ条例に準じた環境影響評価等を行うことを市長に申し出ることができる、自主的環境影響評価制度がある。

〔計画段階における環境影響評価制度〕

計画段階における環境配慮として、市が行う第1種行為に該当する事業について、方法書以前の段階で計画に反映するための手続きとして環境配慮計画書制度を、他都市と比較して早い段階から条例化している。

3 検討の視点

国では、環境影響評価法の見直しについて、平成21年8月に中央環境審議会に「今後の環境影響評価制度の在り方」を諮問し、平成22年2月に答申がなされた。また、この答申を踏まえて、平成23年4月に環境影響評価法が改正され、対象事業の見直し、事業実施段階前の手続きの新設、方法書における説明会の開催の義務化、政令で定める市から事業者への直接の意見提出などが行われることとなった。

本市においても現行条例の制定から10年以上が経過し、新たな環境問題の出現、これまでの運用上の課題など、環境影響評価制度を取り巻く情勢が大きく変化している。それに伴い、対象とする事業や審査等の手続きについて見直しが必要となっている。

このため、主に次の視点から制度のあり方について検討を行った。

I 見直しの必要性

- 改正環境影響評価法への対応
- 本市の環境影響評価制度を取り巻く課題への対応

II 見直しの視点

見直しにあたっては、次の3つの視点を踏まえ検討を行った。

- 本市のこれまでの実績を基に、実効的でより一層の環境配慮を促す制度とすること
- 法改正や本市の運用上の課題等を踏まえ、効率的・効果的で、市民にもわかりやすい手続きとすること
- 効果的でより開かれた情報の提供により、事業者と市民のコミュニケーションが良好に行われること

III 主な見直し事項

- ①対象とする事業
 - ・対象事業種の見直し(鉄道の高架化、地下化等、風力発電所)
 - ・規模要件の見直し(陸上埋立て、住宅団地の新設、廃棄物処理施設の新設、物流施設)

②環境影響評価の審査等手続き

- ・計画段階における環境影響評価制度
- ・複合開発事業
- ・手続内容の見直し(審査書作成及び市長意見形成における審議会への諮問、公聴会開催手続き、条例方法書等の変更、事後調査)

③環境影響評価制度に係る情報提供に関する事項

- ・効果的な制度の確立(環境影響評価関係図書の電子縦覧、要約書の作成・縦覧、方法書等説明会の開催)

IV 見直しの概要

これらに基づく検討の結果、「①対象とする事業」では、本市で今後進められる事業等を踏まえ、新たに環境への配慮が必要とされる「鉄道の高架化、地下化等」を事業種として追加することとした。また、規模要件については、住民の関心や周辺環境への影響が大きく、より一層の環境配慮が求められる「陸上埋立て」、「住宅団地の新設」、「廃棄物処理施設の新設」について、適切な規模用件に見直すこととした。

「②環境影響評価の審査等手続き」については、より早い段階での環境配慮を促すため、既存の環境配慮計画書制度を拡充し、計画段階での新たな環境配慮手続きを設けることとした。なお、対象は公共性の高い事業とし、民間事業についても自主的に参加できるよう配慮するものとした。その他、複合開発事業については、複雑化する該当案件の判断について審議会に諮るなどの手続きを設けることとした。手続き内容の見直しについては、法との整合性を考慮し、より効率的に住民にわかりやすい手続きとするため、審議会への審議期間の確保、公聴会手続き等を見直すこととした。

「③環境影響評価制度に係る情報提供に関する事項」については、効果的でより開かれた制度となるよう、これまでの実績を踏まえながら、実態にあわせ手続きの一部を条例化する等の対応を行うこととした。

第2章 今後の環境影響評価制度のあり方

1 対象とする事業

(1) 対象事業種の見直し

ア 鉄道高架化、地下化等

本市では、鉄道等の新設、増設について要件を定めているが、近隣自治体において対象としている既存鉄道の高架化や地下化等に対応していないことから、その取扱いについて検討を行った。

- ・本市及び首都圏近郊における交通需要の状況をみると今後も鉄道輸送量の充実や利便性の向上についての要望が予想され、鉄道関連事業の増加が見込まれる。また、本市においても「川崎再生フロンティアプラン」や「川崎市都市計画マスタープラン」によると、今後、道路環境を快適にするために鉄道の高架化、地下化等の事業を推進していく計画がある。
- ・現在、近隣自治体において、本市と神奈川県は既存の鉄道の高架化、地下化等を環境影響評価の対象としていないが、神奈川県では、その取扱いについて検討を行っている。また、近隣自治体の事例及び本市の類似事例をみても、高架化、地下化事業には、相応の環境影響があることが確認されている。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 本市においても今後、鉄道の高架化、地下化等の事業を実施する可能性があり、相応の環境影響があると考えられることから、対象事業として鉄道高架化、地下化等を追加する必要がある。

イ その他(風力発電所)

近年、風力発電所の設置が増加しており、騒音・低周波音、景観、バードストライク等の影響が懸念されている。また、環境影響評価法においては、改正に伴い風力発電所が対象事業として追加されることとなった。本市では、事業の種類として電気工作物の新設についての要件を設けているが、風力発電所としては定めてないことから、その取扱いについて検討を行った。

- ・風力発電を含む再生可能エネルギーの導入拡大は、地球温暖化対策等の観点からも重要であり、また、東日本大震災により、国においてエネルギー施策の見直しが行われており、平成23年8月には風力、太陽光、地熱などで発電した電力の全量買取りなどを義務付ける再生可能エネルギー特別措置法が成立した。今後、再生可能エネルギーの利用は増加していく傾向にあると考えられる。
- ・国においては、環境影響評価法の改正に伴い対象事業として風力発電所が追加となった。現在、出力1万kW以上を第一種事業、7,500kW以上1万kW未満を第二種事業とする政令案が検討されている。
- ・本市は宅地等の市街化が進み、また、臨海部は羽田空港(東京国際空港)による高さ制限があるため大規模な施設の設置は困難であると考えられる。また、近隣自治体では、神奈川県で対象事業の検討が行われているが、本市と同様に市

街化が進んだ横浜市は対象外としている。

- ・その他、「東日本大震災後、風力発電等の再生可能エネルギーが見直されており、従来と位置づけが異なることが考えられるため、国のエネルギー政策の状況を見て議論すべき。」との意見があった。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 風力発電所については、東日本大震災後、再生可能エネルギーの利用が見直されており、従来と位置づけが異なると考えられるため、国のエネルギー政策及び本市の施策の状況を見据えて検討することが望ましく、さらに、技術動向や技術革新、市街地等での立地の可能性等も踏まえ、今後検討していく必要がある。

(2) 規模要件の見直し

ア 陸上埋立て

現行条例において、陸上埋立ての規模要件は埋立面積で規定されているが、盛土量・盛土高さや樹林地の改変面積については定められておらず、これらの環境影響が考慮されていないことから、規模要件の妥当性について検討を行った。

- ・陸上埋立ての事例は、その規模から審議会の審査を受けない第3種行為であったが、樹林地改変面積、盛土量及び盛土高さから、生物への影響のほか、盛土斜面の安定性や土砂搬入のための車両の増加など、樹林地の改変を伴う第1種・2種行為の開発行為と対比して、同等の環境影響が確認された。
- ・陸上埋立てと同様に面的な開発を行う開発行為については、規模要件は、敷地面積のほかに、種別要件として樹林地の改変面積(4,000m²以上)が規定されている。
- ・盛土の危険性について、本市の「宅地造成に関する工事の技術指針」の規定では、盛土法面の高さは、原則として15m以下とすることとされており、15mを超えるものは、「高盛土」として別に規定された配慮が指針に定められている。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 陸上埋立てについては、面積要件以外に樹林地の改変面積(4,000m²以上)や盛土法面高さ(高盛土)についても、周辺環境に影響を及ぼす要因になると考えられることから、これらの内容も踏まえ、以下のとおり見直すことが適当である。

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
埋立て	(2)公有水面の埋立て以外の埋立て(1.5m以上の高さの盛土を行うことをいう。)であって、埋立面積が1ha以上のもの(農業振興地域において行われるものを除く。)	埋立面積が10ha以上のもの	埋立面積が5ha以上10ha未満または、埋立面積が1ha以上5ha未満で、かつ、埋立区域内の樹林地の改変が4,000m ² 以上または、盛土法面の高さ15mを超える高盛土を行うもの。	埋立面積が1ha以上5ha未満で、かつ、埋立区域内の樹林地の改変が4,000m ² 未満または、盛土法面の高さ15mを超える高盛土を行わないもの。

イ 住宅団地の新設

住宅団地の新設の規模要件は計画人口で規定されているが、少子高齢化等により実態と異なる可能性が懸念され、計画人口を環境影響を判定する要件として捉えることが妥当であるか疑義が生じていることから、規模要件の妥当性について検討を行った。

- ・ 計画人口は、住戸の専用床面積によって一戸あたりの計画人口が定められており、それに計画戸数を乗じることで、新設される住宅団地の計画人口を算出する。
- ・ これまでの対象事例を整理すると1戸あたりの人数が平均3.03人/戸であるのに対して、ヒアリングによる供用後の実態調査では平均2.70人/戸であった。また、国勢調査によると1戸世帯当たりの人数は平成17年が2.23人/戸、平成22年が2.15人/戸であり、対象事例に対して実態は小さくなっている。
- ・ 本市において住宅団地の新設の要件に該当した事例はこれまでに80件あり、半数以上が規模の小さい第3種行為であった。また、住居専用地域での事業では、多数の意見書が提出されるなど住民意識の高さが伺え、慎重に検討を行う必要がある。
- ・ 規模要件の検討にあたっては、これまでの「計画人口」のほか、「計画戸数」及び「延べ面積」について検討を行ってきた。
- ・ 意見書が多数出された事例は、テレビ受信障害、日照障害、景観など建物自体による影響が大きい共同住宅のケースが多く、また、建物による影響として対象事業種となっている大規模建築物の新設については、規模要件を延べ面積で設定している。
- ・ これらを踏まえ、建物規模が適切に反映され、流動性が少ない「延べ面積」を規模要件として用いることが望ましいと考える。
- ・ なお、第1種行為～第3種行為の区分及び規模要件については、大規模建築物の新設との整合やこれまでのアセス事例、その他の既存資料等を参考に公平性

に配慮する必要がある。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 住宅団地の新設の規模要件については、適切に建物規模を設定できる延べ面積とすることが望ましく、公平性の観点も踏まえ以下のとおり見直すことが適当である。

事業の種類	該当要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
住宅団地の新設	面積1ha以上 又は延べ面積 20,000m ² 以上 (住居専用地域に あっては 12,000m ² 以上)	面積10ha以上 又は延べ面積 100,000m ² 以上	面積5ha以上 10ha未満又は 延べ面積 50,000m ² 以上 100,000m ² 未満	面積1ha以上 5ha未満又は 延べ面積 20,000m ² (住居専用地域は 12,000m ²)以上 50,000m ² 未満

注) 戸建住宅については、延べ面積による要件の対象とせず、敷地面積によって該当区分を判断す

ウ 廃棄物処理施設の新設

廃棄物処理施設の新設に係る規模要件は敷地面積又は建築面積で定められている。処理能力が大きくても、敷地面積と建築面積が要件に該当しない場合があり、規模要件の妥当性について検討を行った。

- ・これまでの対象事例は、ほとんどが臨海部の工業専用地域における産業廃棄物中間処理施設(6事例)で、その他は市のごみ処理施設(1事例)であった。処理能力や敷地面積が大きいがれき類の破碎施設が3事例とも第1種行為に該当したのに対して、焼却施設は敷地面積又は建築面積が要件に該当しなかったことから処理能力200t/日を超えているにもかかわらず指定開発行為に該当しなかった。
- ・本市の規模要件は、東京都の産業廃棄物中間処理施設の規定と同じであるが、横浜市では焼却施設の規模要件について、処理能力が第1分類：100t/日以上、第2分類：75t/日以上とする見直しが行われた。
- ・廃棄物焼却施設に係る排ガスの排出基準は、焼却能力が4t/時(96t/日)を超える施設が、最も基準が厳しくなる規模として定められている。
- ・廃棄物処理法では、一定規模以上の処理施設を設置する場合は、許可手続きの中で生活環境影響調査を実施しなければならない。これにより、本条例に該当しない廃棄物焼却施設についても、環境に配慮を促す仕組が設けられている。なお、本市では、条例評価書については、一定の要件を満たせば生活環境影響調査書とみなされる。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 焼却施設については、施設の焼却能力(処理能力)が環境への負荷の要因としては大きいため、敷地面積や建築面積と同様に処理能力も規定することが必要であり、以下のとおり見直すことが適当である。

事業の種類	該当要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
廃棄物処理施設の新設	廃棄物処理施設の新設であって、敷地面積が9,000m ² 以上又は建築面積の合計が3,000m ² 以上、又は焼却施設について廃棄物の1日の処理能力が100 t以上	廃棄物の1日の処理能力が200 t以上	廃棄物の1日の処理能力が200 t未満	—

エ その他(物流施設)

臨海部では、東扇島での高機能物流拠点整備など臨海部再編に向けた各種取組が行われている。しかしながら、臨海部が流通特化していくことにより、交通量が増加することが懸念されるため、新たな対応の必要性について検討を行った。

- ・ 現行条例では、臨港地区において物流施設の環境影響評価の対象事例はない。また、臨海部の物流施設に対して、アンケートによる実態調査を行った結果、物流施設の延べ面積と発集台数に明確な関連性はみられず、また、車両の発集経路についても、一部では一般道よりも高速道の利用が多い事業者も確認された。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 臨海部における物流施設の実態調査の結果、現時点では規模要件を見直すような特別な要因はない。ただし、今後の臨海部の土地利用動向等も踏まえ、継続的に状況を把握し、必要に応じて対応を検討していくことが望ましい。

2 環境影響評価の審査等手続き

(1) 計画段階における環境影響評価制度

環境影響評価法の改正に伴い、事業実施段階前の手続きが導入されることとなり、早期の段階でのさらなる環境配慮が求められている。これまでの庁内での検討結果も踏まえ、本市における計画段階における環境影響評価制度のあり方について検討を行った。

- ・本市においては、事前環境配慮制度として、環境影響評価に関する条例に基づく環境配慮計画書制度を既に運用している。
- ・国では、環境省の「戦略的環境アセスメント(SEA)導入ガイドライン」(平成19年)で、事業の位置・規模等の検討段階のものについて、SEA の取組を求めている。また、中央環境審議会の答申では、「我が国においても法において制度化すべき」としている。
また、環境影響評価法の改正に伴い事業実施段階前の手続きが追加となっている。
- ・本市では国等の状況を踏まえ、庁内に研究会を設け計画段階における環境影響評価制度についての検討を行ってきている。

ア 計画段階における手続きの内容について

- ・庁内研究会では、既存の環境配慮計画書制度を拡充することが望ましいとの結果が得られている。
- ・専門部会では、庁内研究会の結果を基本に、特に課題となっている実施主体、調査・予測評価の手法、事業実施段階での評価結果等の活用について審議を行った。
- ・実施主体については、公共性の高い事業を基本とし、民間事業は自主的に実施できる制度とする。
- ・中央環境審議会の答申においては、環境面の影響を評価の対象とするとしている。
- ・専門部会では、議論として「民間事業の場合には早期の事業内容の公開や複数案の設定は難しいと考えられるが、自主的に参加しやすい制度とすべき」、「複数案の検討であれば、項目を絞り、粗い予測で良いとすべき」、「専門委員会の設置などの審議システムについても検討すべき」等の意見があった。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 早期の段階での環境配慮制度については、本市では既に制度を設けているが、国・先行自治体等の事例や動向を踏まえ、以下の視点から検討を行うことが必要である。
 - ・ 既存の制度である環境配慮計画書制度を拡充する(説明会の開催、見解書の作成、審議会へ諮問など)。
 - ・ 対象は、全事業種(15種類)の指定開発行為第1種行為で、市、国、地方公共団体(県)が実施主体となるものとする。また、公共性の高い PFI 事業や電力会社、鉄道会社等の行う事業も含めることとする。
 - ・ 民間事業については、基本的に対象外とし、自主的な実施ができる制度とする。
 - ・ 民間事業の負担を軽減し、実施を促す観点から、図書の内容等が一定の要件を満たせば、審議会の判断により方法書段階での審議を簡略化することができる手続きを設ける。
 - ・ 環境面について評価を行うものとし、予測評価項目は、市の環境基本計画に係る環境要素を基本とする。
 - ・ 複数案の設定を基本とするとともに、総合的に環境影響を把握できる内容とする。

イ 法対象事業の取扱いについて

- ・ 改正環境影響評価法で事業実施段階前の手続きが設けられ、事業者の計画段階の配慮に対する意見を求められた場合には、本市の意見(市長意見)を述べることとなった。なお、具体的な法手続きについては、今後、主務省令で定められる。
- ・ 事業計画の詳細が明らかになっていない段階であるため、評価項目別に詳細な検討をすることは難しく、条例の評価項目を別にせず、総合的な観点から環境影響を評価することが望ましい。
- ・ 法と条例の評価項目の比較において、市独自の項目(横出し項目)で想定される主要なものには、高層建築物等の構造物による影響が考えられるが、市内で想定される法対象事業との関連は薄い。
- ・ 法の第二種事業については、事業実施段階前の手続きは任意であり、必ず実施することとはなっていない。
- ・ 対象とする事業については、条例の枠組みとの整合についても考慮する必要がある。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 法に基づく事業実施段階前の手続の取扱いについては、以下の視点から検討を行うことが必要である。
- ・ 市長意見の提出については、条例手続きと同様に意見形成のため審議会に諮る。なお、具体的な手続きは主務省令が制定された後に検討する。
- ・ 市独自の項目(横出し項目)の手続については、法に基づく手続を行う事業では実施しない。
- ・ 法に基づく手続を実施しない第二種事業については、条例において手続を実施する。対象は、公共性の高い事業を基本とする。

(2) 複合開発事業

複合開発事業は、大規模工場跡地の敷地分割による環境影響評価手続きを回避した事例を契機として整備された手続きである。その後も、意図的に複合開発事業に該当させないなど批判された事例がみられることから、その対応方策について検討を行った。

- ・ 平成20年度に規則改正を行ったが、その後も異なる事業種(住宅事業と工場など)を組合せた事例や土地を第三者へ転売する事例など複合開発事業に該当せず、住民から議会へ陳情・請願があった事例もあった。
- ・ これらの事例から課題を整理し、異なる事業種の組合せ、第三者への土地転売などについて検討を行った。
- ・ 複合開発事業の要件については、条例規則のほか、運用上の内部規程が定められているが、その一部に明確になっていない部分がある。
- ・ 議論として、「個々のケースの全てに対応することは不可能である。」、「個別の案件ごとに対応していくことは、本来の環境影響評価制度の主旨とは、ずれており不幸なことである。」、「複合開発事業の該当については、審議会で判断する制度を設ける。」、などの意見があった。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 現行基準の変更は行わず、複合開発事業の要件を整理するとともに、複合開発事業の判断にあたっては、必要に応じて審議会に諮るなどの手続きを設けることが必要である。

(3) 手続内容の見直し

ア 審査書作成及び市長意見形成における審議会への諮問

法対象事業における本市の手続きについて、市長意見形成に必要な審議期間の確保などの課題があり、その対応について検討を行った。

- ・ 法対象事業については、方法書及び準備書について県知事から市長に対し意見を求められた場合、市長は審議会の意見を聴き市長意見を述べることとなっている。一方で、市長意見の提出には期限があり、特に準備書については、意見

の概要と見解の縦覧や公聴会の開催等もあることから、期限までに意見を述べるための審議期間の確保が難しくなっている。

- ・ 現行では、審議会に意見を聴く際に提出する書類が規定されており、審議会への諮問は、それらが全てそろって以降に行うことが基本となっている。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 法対象事業等における、審査書作成及び市長意見形成における審議会への諮問については、適切な時期に行われ、審議期間が十分確保されることが望ましい。

イ 公聴会の開催手続き

本市の公聴会制度については、開催まで時間を要していることや、法対象条例公聴会との同時開催が難しいなどの課題があり、その対応について検討を行った。

- ・ 条例公聴会及び法対象条例公聴会については、現行の手続きでは、初めに開催申出を受け、その後開催公告が行われることとなっているため、公聴会開催手続きに期間を要している。
- ・ 公聴会の開催のために開催申出と公述申出の2回の申出が必要なことは、住民にとってわかりにくい制度となっている。
- ・ 法対象条例公聴会は、法対象公聴会と併せて行うよう努めるものと条例に規定されている。

法対象条例公聴会は開催申出手続き等に期間を要するため、開催の申出を受けずに開催する法対象公聴会と併せて行うことは難しい状況である。

- ・ 近隣自治体では、住民からの開催申出なしに公聴会の開催公告を行っている。また、見解書の縦覧期間は、自治体により15日～1カ月であった。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 公聴会の開催手続きについては、以下に示す観点から見直すことが必要である。
- ・ 公聴会の開催申出を省略し、見解書の公告と同時に公聴会開催の公告を行い、公述の申出は見解書縦覧期間中に行う。
- ・ 開催申出を省略することから、条例見解書の縦覧期間を30日間から15日間に短縮する。
- ・ 上記の見直しにより、法対象公聴会と法対象条例公聴会が同時期に行えるようになる。
- ・ なお、法対象条例見解書の縦覧期間については、県条例との整合を図り、従来どおり30日間とする。

ウ 条例方法書等の変更

条例方法書等の変更手続きについては、届出手続きが煩雑になっていることや、変更による環境影響が大きくなった場合の対応などの課題があり、その対応について検討を行った。

- ・本市における変更手続きは、事業の諸元に対して 10%以上の増加となる場合に手続きの再実施が規定されている。また、事業計画の詳細に及んだ変更についても届出を行うこととしており、頻繁な届出により手続きが煩雑となっている。その一方で、アセス手続き終了後も事業者の環境配慮の内容を継続して確認できる仕組みとなっている。
- ・手続きの再実施の要件に該当しない変更でも、環境面への影響が大きくなる場合が考えられるため、その対応を明確にしておく必要がある。
- ・他都市への変更手続きに関するアンケートの結果、本市の変更届の様式は8種類と多い。また、現行手続きの課題・問題点として、審議会の関与や変更内容の公表、再手続等の判断などに関するものがあげられている。
- ・議論として、「10%を超えたら形式的に手続きを行うのではなく、それを審議会で判断することにより弾力性を持たせる方向は良いと思う。」「審議会では、事務局だけで判断することが難しいもの、10%を超えても影響が小さいと考えられるものなどについて判断すればよい。」などの意見があった。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 条例方法書等の変更手続きについては、以下に示す観点から見直すことが必要である。
- ・基本的にはこれまでの手続きの内容を維持するが、届出様式の統合を行うなどの簡素化を図り、再手続の対象を判断するために必要に応じて審議会に諮るなどの手続きを設ける。

エ 事後調査

事後調査手続きについては、調査の再実施を求める場合の手続きや、法改正に伴う手続きの整合などの課題があり、その対応について検討を行った。

- ・現行では、事後調査の結果と予測・評価の内容との検証を行い、必要に応じて実態調査の実施、必要な資料の提出・報告、更に勧告等を行うこととなっているが、基準等がなく、これらを判断する仕組みが求められている。
- ・環境影響評価法の改正に伴い、事後調査手続きが義務付けられたが、現時点で詳細が明らかになっていないため、今後、条例との整合を図る必要がある。
- ・他都市への事後調査手続きに関するアンケートの結果、現行手続きの課題・問題点として、審議会の関与や調査の再実施などに関するものがあげられている。
- ・議論として、「法に事後調査制度が入ったということは、アセス手続きの1つとして認知されたことであり、実効的なものにする必要がある。」「再調査や再実施の判断等を審議会に諮る場合、全体対応ではなく小委員会で判断する等

の対応が望ましい。」などの意見があった。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 事後調査手続きについては、以下に示す観点から見直すことが必要である。
- ・ 勧告など重要な事項の判断を行うにあたり、必要に応じて審議会に諮るなどの手続きを設けることとし、法改正への対応については、主務省令が制定された段階で、法に先行して行われる本市の事後調査制度が後退しないように配慮し検討を行う。

3 環境影響評価制度に係る情報提供に関する事項

(1) 効果的な制度の確立

ア 環境影響評価関係図書の電子縦覧

環境影響評価法の改正に伴い、インターネットの利用等による電子縦覧が義務化されたことから、本市の手続きの状況を踏まえ、効果的な制度を確立するため、環境影響評価関係図書の電子縦覧について検討を行った。

- ・電子化の進展を踏まえ、環境影響評価法の改正により、インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧が義務化された。
- ・本市では、より市民が環境影響評価図書の内容を理解する機会を設けるために、平成23年1月から要綱を定めて電子縦覧を実施している。
- ・縦覧が終了した図書データを引き続き公開していくことについては、著作権の保護の観点も踏まえる必要がある。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 環境影響評価関係図書の電子縦覧については、以下の観点から見直すことが必要である。
- ・電子縦覧の趣旨と著作権の保護(オリジナルの文献問題、転載等)の観点も考慮しながら、要綱で行っている電子縦覧を条例で規定する必要がある。

イ 要約書の作成・縦覧

環境影響評価法の改正に伴い、方法書の要約書の作成・縦覧が義務化されたことから、本市の手続きの状況も踏まえ、効果的な制度を確立するため、要約書の作成・縦覧について検討を行った。

- ・方法書の紙数の分量が多くなっていることを踏まえ、環境影響評価法の改正により、法対象事業の要約書の作成・縦覧が義務化された。
- ・条例方法書については、要約書の作成は求めている。
- ・条例準備書の要約書については、作成義務があり縦覧の規定はないものの、実態としては縦覧を行っている。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 要約書の作成・縦覧については、以下に示す観点から見直すことが必要である。
- ・条例方法書については、法対象事業に比べ紙数の分量も少ないため要約書は作成しない。条例準備書の要約書の縦覧については、運用で行っているものを条例で規定する。

ウ 方法書等説明会の開催

環境影響評価法の改正に伴い、方法書段階における説明会の実施が義務化されたことから、本市の手続きの状況を踏まえ、効果的な制度を確立するため、方法書等説明会の開催について検討を行った。

- ・ 環境影響評価法の改正により、方法書段階における説明会の実施が義務化された。
- ・ 本市では、条例方法書及び法対象条例方法書の説明会については現在、周知方法の1つとしてあげている。これまでの事例では、印刷物の配布等による周知が多いが、条例方法書及び法対象条例方法書の説明会の実施事例もそれぞれ1件ある。
- ・ 条例方法書については、多くの事例において説明会を行わない場合でも、説明会を行った準備書段階と同程度の数の意見書が提出されており、現行の周知方法において一定の周知・理解がなされている。
- ・ 条例準備書の説明会については義務化されていないものの、指導に基づき実質的に説明会が実施されている。
- ・ 近隣自治体では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、さいたま市、千葉市では、方法書の説明会は義務化されていないが、準備書については義務化されている。

以上を踏まえた検討の方向性は次のとおりである。

- 方法書等説明会の開催については、以下に示す観点から見直すことが必要である。
- ・ 条例方法書段階での説明会の開催は、現行どおり周知方法の選択肢の1つとし、義務化は行わない。なお、法対象条例方法書については、規模も大きく説明の必要性も高いため、法に併せて義務化する。
- ・ 条例準備書の説明会については、実態に併せ、改めて条例で義務化する。

まとめ

今回、今後の川崎市にふさわしく、より環境に配慮される効果的な制度のあり方について検討を行った。

検討は、環境影響評価法の改正や本市のこれまでの制度の運用での課題を基に見直しを行ってきた。

改正環境影響評価法の平成24年4月からの施行に向けて、事業の影響が市域内のみ収まると考えられる場合に市長意見を直接事業者へ提出するため、対応を早急に進めることを確認した。また、その他の法改正に併せて対応が必要な事項については、主務省令が制定された段階でさらに検討を行うものとする。

さらに、今後対応が必要と考えられる新たな課題も見られ、風力発電など再生可能エネルギーの条例上の取扱い、小委員会等の設置など審議内容に応じた審議会の運営方法の検討、民間事業者が関与する都市計画諸制度を用いた案件に対する計画段階における環境影響評価制度のあり方などがあげられる。また、今回、個別事業での計画段階における環境配慮手続きについて検討したが、更にその上位にあたる計画・政策の検討段階における環境配慮に向けて、今後も継続的に検討していくことが必要と考える。

今後の改正の見通しとして、答申に基づき市が作成する行政案について、パブリックコメントが実施される予定であり、市民の皆様からいただいた意見を参考に、川崎市にふさわしく、より環境に配慮される効果的な制度の運用を行うことが望まれる。

表① 検討結果のまとめ(見直しの方向性)

区分	主な見直し事項	現行制度の課題・論点	見直しの方向性
対象とする事業	<u>対象事業種の見直し</u> ◇鉄道高架化、地下化等(県) ◇その他(風力発電所(法))	◇鉄道の高架化、地下化等について規模要件の検討 ◇風力発電所に関する規模要件の検討	■鉄道高架化、地下化等を追加する。 ■風力発電所については、国のエネルギー政策及び本市の施策等の動向を踏まえ、今後も検討していく。
	<u>規模要件の見直し</u> ○陸上埋立て ○住宅団地の新設 ○廃棄物処理施設の新設 ○その他(物流施設)	○盛土高さ、樹林地改変等に関する規模要件の検討 ○住宅団地の実態に即した規模要件検討 ○処理能力に関する規模要件の検討 ○実態や社会状況等を踏まえた事業規模要件の検討	■規模要件に「樹林地の改変面積」及び「盛土法面高さ」を追加する。 ■規模要件を「計画人口」から「延べ面積」へ変更する。 ■焼却施設の規模要件に、敷地面積や建築面積と同様に「焼却能力」も規定する。 ■現時点では規模要件を見直すような特別な要因はないが、今後も必要に応じて対応を検討していく。
環境影響評価の審査等手続き	<u>計画段階における環境影響評価制度</u> ○計画段階における手続きの内容について ◇法対象事業の取扱いについて	○計画段階での環境アセスメント内容・手続き等の検討 ◇改正環境影響評価法に基づく法対象事業の計画段階での環境アセスメントの取扱い等の検討	▲現行の環境配慮計画書制度を拡充する。 ・対象は、全事業種(15種)の指定開発行為第1種行為で、市、国、地方公共団体(県)が実施主体となるものとする。また、公共性の高いPFI事業や電力会社、鉄道会社等の行う事業も含めることとする。 ・民間事業については、基本的に対象外とし、自主的な実施ができる制度とする。 ・環境面について評価を行うものとし、予測評価項目は、市の環境基本計画に係る環境要素を基本とする。 ▲要件を満たせば、方法書段階での審議を簡略化する。 ▲市独自の項目(横出し項目)の手続きについては、法に基づく手続きを行う事業では実施しない。 ▲法に基づく手続きを実施しない第二種事業については、条例において手続きを実施する。
	<u>複合開発事業</u> ○複合開発事業について	○意図的に複合開発事業に該当させない等の事例に対する対応の検討	▲現行基準の変更は行わず、複合開発事業の要件を整理する。 ▲複合開発事業の判断にあたっては、必要に応じて審議会に諮るなどの手続きを設ける。
	<u>手続き内容の見直し</u> ◇審査書作成及び市長意見形成における審議会への諮問 ○公聴会の公告・開催 ○条例方法書等の変更 ○◇事後調査	◇審議会での十分な審議期間が確保できない等の課題の検討 ○公聴会手続きの簡素化及び時間の短縮 ○手続きの簡素化等に関する検討 ○手続きの再実施の判断等に関する検討 ○再調査・再実施の判断基準等に関する検討 ◇法対象事業の取扱いに関する検討	▲適切な時期に諮問が行われ、審議期間が十分確保されることが望ましい。 ▲公聴会の開催申出を省略し、見解書の公告と同時に公聴会の開催を公告する。 ▲見解書の縦覧期間を15日間に短縮する。 ▲届出様式の統合を行うなどの簡素化を図る。 ▲再手続の対象を判断するために、必要に応じて審議会に諮るよう見直す。 ▲勧告などの重要な事項の判断にあたり、必要に応じて審議会に諮るなどの手続きを設ける。 ▲主務省令が制定されたのち、法に先行して行われる本市事後調査制度が後退しないように配慮し検討を行う。
環境影響評価制度に係る情報提供に関する事項	<u>効果的な制度の確立</u> ◇アセス図書の電子縦覧 ◇要約書の作成・縦覧 ◇方法書等、説明会の開催	◇著作権への配慮した縦覧手続きの検討 ◇方法書段階での要約書の作成、及び準備書段階での要約書の縦覧に関する検討 ◇方法書の住民への周知に関する検討	▲電子縦覧は、要綱で実施しているものを条例で規定する。 ▲条例方法書の要約書の作成は規定しない。条例準備書の要約書の縦覧については、運用で行っているものを条例で規定する。 ▲条例方法書段階での説明会の開催は、現行どおり周知方法の選択肢の1つとする。なお、法対象事業については、説明会の開催を義務化する。 ▲条例準備書段階での説明会については、実態に併せ、改めて条例で義務化する。
備考	◇：法制度等に関連した項目、○：本市実施状況を踏まえた項目		▲：条例の改正、■：施行規則の改正

付属資料

- 1 環境影響評価審査実績
- 2 環境影響評価の対象事業の規模要件
【補足】規模要件の設定根拠
- 3 環境影響評価条例の手続きフロー
- 4 川崎市環境影響評価審議会及び専門部会委員名簿
- 5 川崎市環境影響評価審議会及び専門部会審議経過

1 環境影響評価審査実績

表 1 年度別の届出事例数

	第1種行為	第2種行為	第3種行為	自主アセス	複合アセス	法対象	合計
平成 12 年度		1					1
平成 13 年度	1	3	4	2		1	11
平成 14 年度	1	3	4	1		1	10
平成 15 年度	6	1	10	2			19
平成 16 年度	4	4	9	1	1		19
平成 17 年度	2	3	11			1	17
平成 18 年度	3	3	9	1			16
平成 19 年度	2	3	5				10
平成 20 年度	1	2	10	2			15
平成 21 年度	3	1	5	2		1	12
平成 22 年度	1	1	1				3
合計	24	25	68	11	1	4	133

表 2 事業種類別の届出事例数

項	事業の種類	第1種行為	第2種行為	第3種行為	自主アセス	複合アセス	合計
1	開発行為	4 (1)	5 (1)	34 (5)	4 (3)		47 (10)
2	埋立て			1 (1)			1 (1)
3	高層建築物の新設	9	7				16
4	住宅団地の新設	5	19	56(39)	1 (1)		81 (40)
5	工場又は事業所の新設	1	4 (2)	12 (8)	3 (1)		20 (11)
6	電気工作物の新設						
7	廃棄物処理施設の新設	4 (1)	3 (1)		4 (3)		11 (5)
8	浄水施設の新設		1 (1)				1 (1)
9	下水道終末処理場の新設						
10	鉄道の新設						
11	道路又は車線の新設			2 (2)			2 (2)
12	防波堤の新設						
13	商業施設の新設	3	1	3			7
14	研究施設の新設		2		1	1 (1)	4 (1)
15	大規模建築物の新設	13 (1)	17		1		31 (1)
	合計(総計)	39 (3)	59 (5)	108 (55)	14 (8)	1 (1)	221 (72)
	合計(届出事例数)	24 (3)	25 (5)	68 (55)	11 (8)	1 (1)	129 (72)

備考：括弧の中の数字は1つの指定開発行為の種類のみで該当する事例

2 環境影響評価の対象事業の規模要件

表3 見直し前後の対象規模の比較表

事業の種類	見直し後				見直し前			
	該当要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為	該当要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
1 開発行為	面積1ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上10ha未満(面積5ha未満で開発区域内の樹林地の改変4,000m ² 以上)	面積1ha以上5ha未満(面積5ha未満で開発区域内の樹林地の改変4,000m ² 未満)	面積1ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上10ha未満(面積5ha未満で開発区域内の樹林地の改変4,000m ² 以上)	面積1ha以上5ha未満(面積5ha未満で開発区域内の樹林地の改変4,000m ² 未満)
	区画のみの変更は20ha以上臨港地区は30ha以上			全事業	区画のみの変更は20ha以上臨港地区は30ha以上			全事業
2 埋立て	公有水面の埋立、面積15ha以上	面積15ha以上	—	—	公有水面の埋立、面積15ha以上	面積15ha以上	—	—
	公有水面の埋立て以外の埋立て面積1ha以上(農業振興地域において行われるものを除く。)	面積10ha以上	面積5ha以上10ha未満又は、面積1ha以上5ha未満で、かつ、埋立区域内の樹林地の改変4,000m ² 以上または、盛土法面の高さ15mを超える高盛土を行うもの。	面積が1ha以上5ha未満で、かつ、埋立区域内の樹林地の改変が4,000m ² 未満または、盛土法面の高さ15mを超える高盛土を行わないもの。	公有水面の埋立て以外の埋立て面積1ha以上(農業振興地域において行われるものを除く。)	面積10ha以上	面積5ha以上10ha未満	面積1ha以上5ha未満
3 高層建築物の新設	建築物の高さ80m以上	高さ100m以上、かつ、延べ面積50,000m ² 以上	高さ80m以上で、第1種行為に該当しないもの	—	建築物の高さ80m以上	高さ100m以上、かつ、延べ面積50,000m ² 以上	高さ80m以上で、第1種行為に該当しないもの	—
4 住宅団地の新設	面積1ha以上又は延べ面積20,000m ² 以上(住居専用地域にあっては12,000m ² 以上)	面積10ha以上又は延べ面積100,000m ² 以上	面積5ha以上10ha未満又は延べ面積50,000m ² 以上100,000m ² 未満	面積1ha以上5ha未満又は延べ面積20,000m ² (住居専用地域は12,000m ²)以上50,000m ² 未満	面積1ha以上又は計画人口500人以上(住居専用地域にあっては300人以上)	面積10ha以上又は計画人口3,000人以上	面積5ha以上10ha未満又は計画人口1,500人以上3,000人未満	面積1ha以上5ha未満又は計画人口500人(住居専用地域は300人)以上1,500人未満
5 工場又は事業所の新設	製造業、ガス供給業及び熱供給業に係る工場又は事業所の新設 ・敷地面積9,000m ² 以上又は建築面積合計3,000m ² 以上	敷地面積3ha以上、かつ建築面積10,000m ² 以上	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	工業専用地域のみで行われるもので、第1種行為に該当しないもの	製造業、ガス供給業及び熱供給業に係る工場又は事業所の新設 ・敷地面積9,000m ² 以上又は建築面積合計3,000m ² 以上	敷地面積3ha以上、かつ建築面積10,000m ² 以上	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	工業専用地域のみで行われるもので、第1種行為に該当しないもの
		排水量1日当たり1,000m ³ 以上 燃料使用量1時間当たり4kL以上				排水量1日当たり1,000m ³ 以上 燃料使用量1時間当たり4kL以上		
6 電気工作物の新設*	出力50,000kW以上	出力100,000kW以上	出力100,000kW未満	—	出力50,000kW以上	出力100,000kW以上	出力100,000kW未満	—
7 廃棄物処理施設の新設	廃棄物処理施設の新設であって敷地面積が9,000m ² 以上又は建築面積の合計が3,000m ² 以上、又は焼却施設について廃棄物の1日の処理能力が100t以上	廃棄物の1日の処理能力が200t以上	廃棄物の1日の処理能力が200t未満	—	敷地面積9,000m ² 以上又は建築面積合計3,000m ² 以上	廃棄物の1日の処理能力が200t以上	廃棄物の1日の処理能力が200t未満	—
8 浄水施設の新設	水道法第3条の水道施設である浄水施設の新設	敷地面積10ha以上	敷地面積10ha未満	—	水道法第3条の水道施設である浄水施設の新設	敷地面積10ha以上	敷地面積10ha未満	—
9 下水道終末処理施設の新設	下水道法第2条の終末処理場の新設	面積10ha以上	面積10ha未満	—	下水道法第2条の終末処理場の新設	面積10ha以上	面積10ha未満	—
10 鉄道若しくは軌道の新設又は線路の増設	① 鉄道又は軌道の新設 ② 線路の増設又は高架化、地下化等	新設長さ5km以上	新設長さ1km～5km	新設長さ1km未満	① 鉄道又は軌道の新設 ② 線路の増設	新設長さ5km以上	新設長さ1km～5km	新設長さ1km未満
		増設長さ5km以上	増設長さ1km～5km	増設長さ1km未満		増設長さ5km以上	増設長さ1km～5km	増設長さ1km未満
11 道路の新設又は車線の増設	① 有料道路又は自動車専用道路の新設 ② 高速自動車国道、有料道路又は自動車専用道路における車線の増設(③を除く。) ③ インターチェンジの設置 ④ 車線数が4以上の一般道路の新設 ⑤ 増設後の車線数が4以上の一般道路の車線の増設	全事業	—	—	① 有料道路又は自動車専用道路の新設 ② 高速自動車国道、有料道路又は自動車専用道路における車線の増設(③を除く。) ③ インターチェンジの設置 ④ 車線数が4以上の一般道路の新設 ⑤ 増設後の車線数が4以上の一般道路の車線の増設	全事業	—	—
		増設長さ1km以上	増設長さ1km未満	—		増設長さ1km以上	増設長さ1km未満	—
		総延長1km以上	総延長1km未満	—		総延長1km以上	総延長1km未満	—
		新設長さ5km以上	新設長さ1km～5km	新設長さ1km未満		新設長さ5km以上	新設長さ1km～5km	新設長さ1km未満
		増設長さ5km以上	増設長さ1km～5km	増設長さ1km未満		増設長さ5km以上	増設長さ1km～5km	増設長さ1km未満
12 防波堤の新設	港湾法第2条第5項第2号の外郭施設である防波堤の新設	防波堤長さ1km以上	防波堤長さ1km未満	—	港湾法第2条第5項第2号の外郭施設である防波堤の新設	防波堤長さ1km以上	防波堤長さ1km未満	—
13 商業施設の新設	敷地面積が1ha以上又は延べ面積20,000m ² 以上	敷地面積が10ha以上又は延べ面積100,000m ² 以上。ただし、臨港地区のみの行為を除く	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	敷地面積5ha未満、かつ、延べ面積50,000m ² (臨港地区のみは150,000m ²)未満	敷地面積が1ha以上又は延べ面積20,000m ² 以上	敷地面積が10ha以上又は延べ面積100,000m ² 以上。ただし、臨港地区のみの行為を除く	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	敷地面積5ha未満、かつ、延べ面積50,000m ² (臨港地区のみは150,000m ²)未満
14 研究施設の新設	敷地面積3ha以上	住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域で行われるもの	第1種行為に該当しないもの	—	敷地面積3ha以上	住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域で行われるもの	第1種行為に該当しないもの	—
15 大規模建築物の新設	延べ面積が50,000m ² (臨港地区のみは、150,000m ²)以上	延べ面積100,000m ² 以上。臨港地区のみは除く	延べ面積50,000m ² 以上100,000m ² 未満。臨港地区のみは全事業	—	延べ面積が50,000m ² (臨港地区のみは、150,000m ²)以上	延べ面積100,000m ² 以上。臨港地区のみは除く	延べ面積50,000m ² 以上100,000m ² 未満。臨港地区のみは全事業	—

※ 6 電気工作物の新設の事業種のうち、風力発電等については、今後、国のエネルギー政策の動向を勘案して検討する。

— 現在の国の動向 —

- ・風力発電の法アセス対象については、出力1万kW以上を第一種事業、7,500kW以上1万kW未満を第二種事業とする政令案のパブリックコメント(期間：8/9～9/7)が行われている。
- ・風力、太陽光、地熱などで発電した電力の全量買取りなど義務付ける再生可能エネルギー特別措置法が8月末に成立した。

【補足】 規模要件の設定根拠

1. 住宅団地の新設に係る規模要件について

本市の住宅団地の新設に係る対象規模要件のうち、現行の計画人口に代えて延べ面積へ変更をするにあたり、具体的な規模要件の設定及び第1種行為～第3種行為の区分について検討をおこなった。

①検討結果

これまでのアセス事例から、計画人口に相当する延べ面積を算定し、規模要件を設定した。また、第1種・第2種の延べ面積は大規模建築物と整合させた。

表4 計画人口要件と変更案

区分	現行	変更(案)		(参考)大規模建築物の規模要件
		延べ面積 ^{注1)}	相当人数 ^{注2)}	
第1種行為	3,000人以上	100,000m ² 以上	2,755人以上	100,000m ² 以上
第2種行為	1,500人以上 3,000人未満	50,000m ² 以上 100,000m ² 未満	1,331人以上 2,755人未満	50,000m ² 以上 100,000m ² 未満
第3種行為	(住居専用地域)	300人以上 1,500人未満	12,000m ² 以上 50,000m ² 未満	—
	(その他)	500人以上 1,500人未満	20,000m ² 以上 50,000m ² 未満	

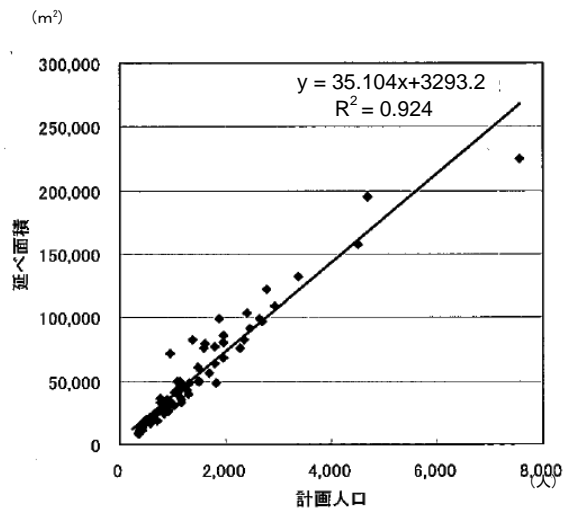
注1) 現行の計画人口に相当する延べ面積は下記の回帰式により算出した。

注2) 下記の回帰式を基に、延べ面積に相当する人数を算出した。

◎延べ面積の検討に用いた方法

過去のアセス事例から、計画人口と延べ面積の回帰式を求め、条例の計画人口に相当する延べ面積を算出した。

計画人口	相当する延べ面積
3,000人	108,605.2m ²
1,500人	55,949.2m ²
500人	20,845.2m ²
300人	13,824.4m ²



2. 廃棄物処理施設の新設に係る規模要件について

廃棄物処理施設の新設に係る規模要件のうち、焼却施設の規模については、焼却能力を要件として規定することとした。このため具体的な規模要件の設定及び種別の区分について検討をおこなった。

①検討結果

規模要件の設定にあたっては、廃棄物処理施設に係る排出基準及び近隣自治体の状況を参考に検討を行った。

ごみ焼却施設の新設に係る排出基準を表2-1、近隣自治体での規模要件を表2-2に示す。

表5 ごみ焼却施設に係る排出基準(新設)

項目	焼却能力 t/時(t/24時)	排出基準値	根拠法令
硫黄酸化物	—注2)	K値規制	大気汚染防止法 ^{注1)}
ばいじん	4以上(96以上)	0.04 g/Nm ³ 以下	
	2~4(48~96)	0.08 g/Nm ³ 以下	
	2未満(48未満)	0.15 g/Nm ³ 以下	
塩化水素	—注2)	700 mg/Nm ³ 以下	
窒素酸化物	—注2)	250 ppm	
ダイオキシン類	4以上(96以上)	0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下	ダイオキシン類 対策特別措置法 ^{注1)}
	2~4(48~96)	1 ng-TEQ/Nm ³ 以下	
	2未満(48未満)	5 ng-TEQ/Nm ³ 以下	

注1) 焼却能力については、大気汚染防止法は200 kg/時、ダイオキシン類対策特別措置法は50 kg/時以上の施設が法の対象となる。

注2) 排出基準値は、焼却能力に関わらず一定である。

表6 近隣自治体での焼却施設の規模要件

項目	横浜市	神奈川県	東京都
処理能力 (t/日)	100以上 (75以上 ^{注)})	200以上	200以上

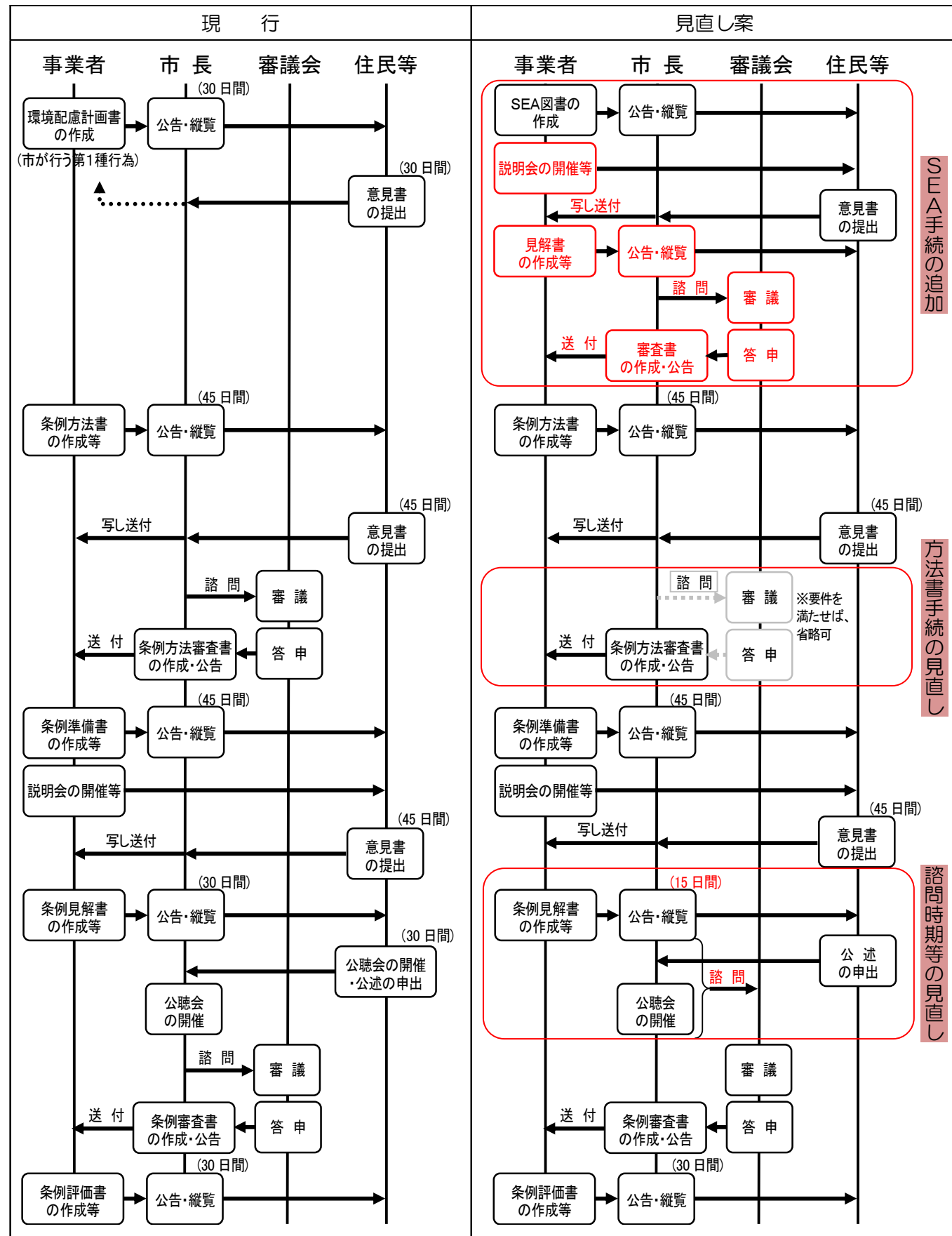
注) 第2分類事業の場合

これらを踏まえ、本市の規模要件としては、焼却施設の処理能力を100 t/日とする。これは、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法による排出基準値においても最も厳しい値が適用される規模(96 t/日)と同程度の値であり、また近隣自治体と同様の規模となる。また、種別要件については、これまでと同様に200 t/日とする。

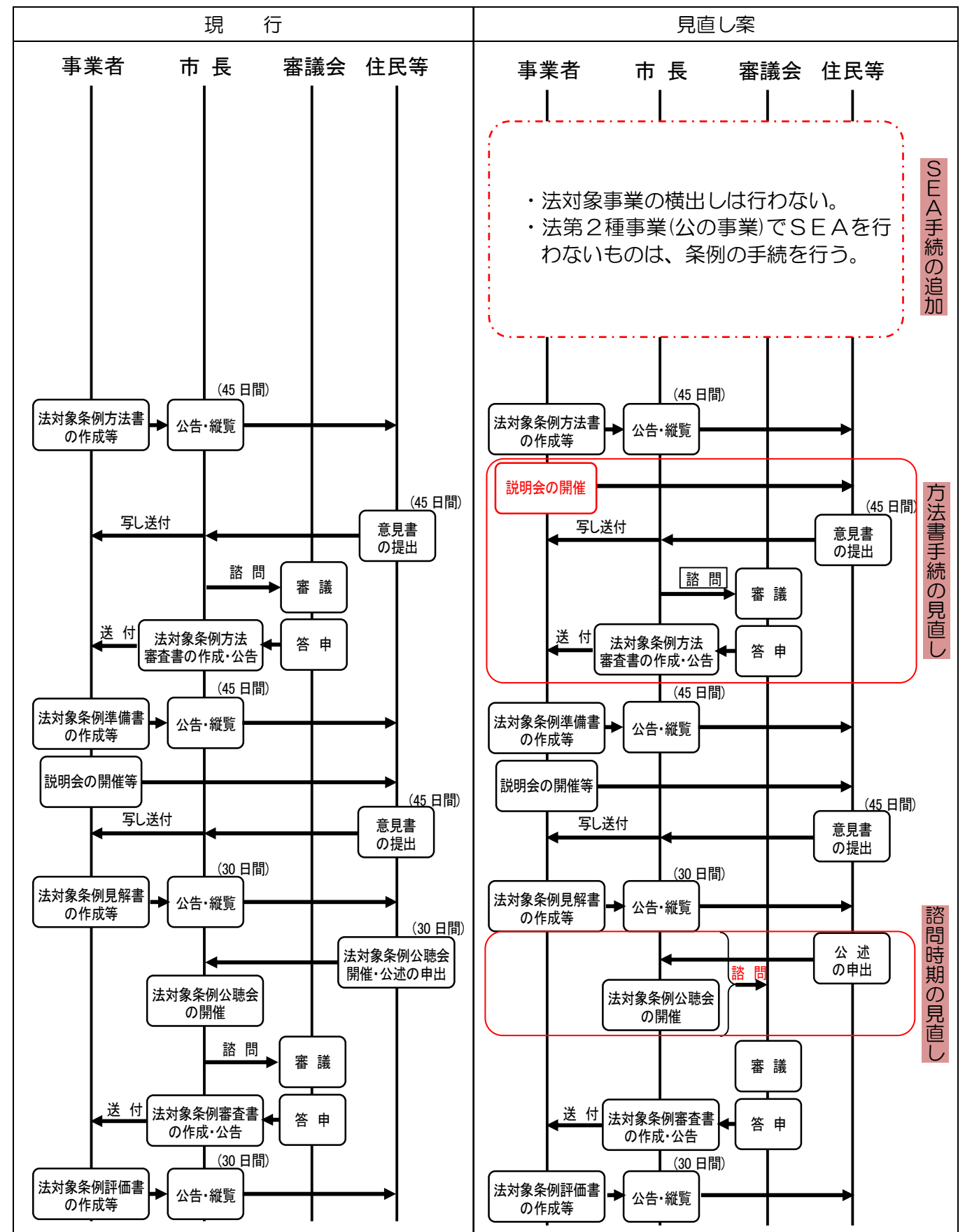
なお、アセスに該当しない小規模のものについては、廃棄物処理法の生活環境影響調査で対応する。

3 環境影響評価条例の手続きフロー

○条例第1種行為の手続（SEAを行う事業の場合）

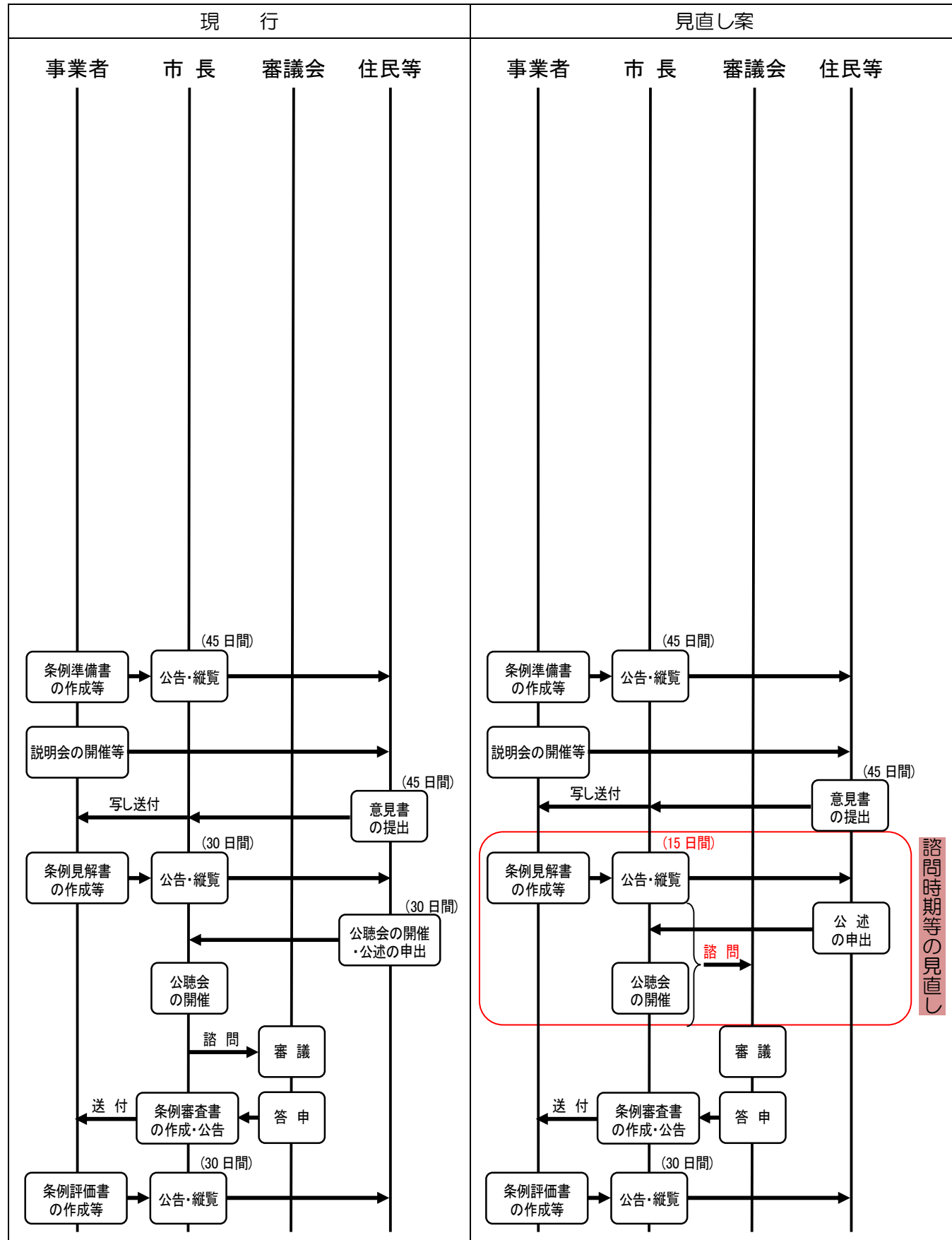


○法対象事業の手続（横出し項目の場合）

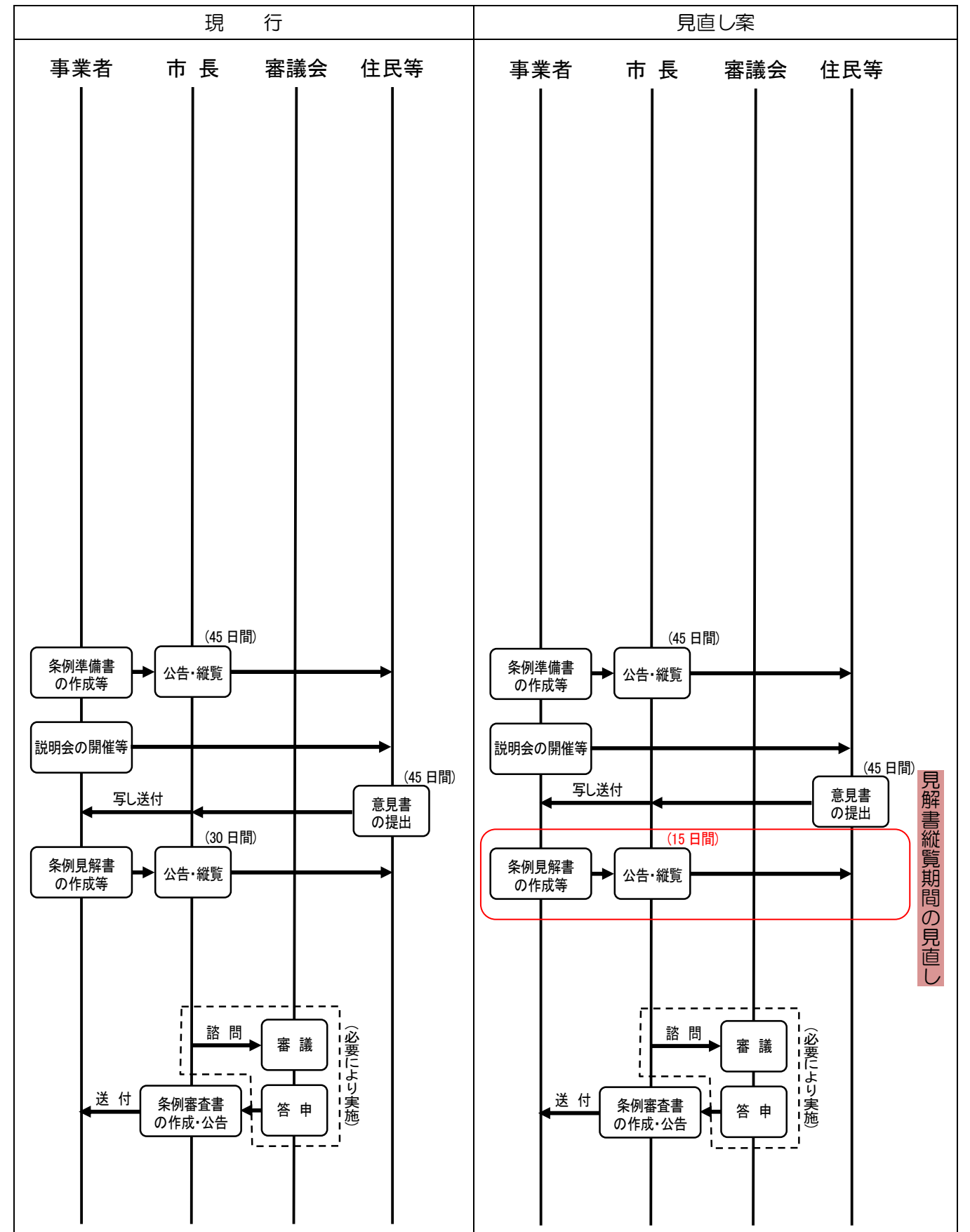


□ : 見直し箇所

○条例第2種行為の手続



○条例第3種行為の手続



☐ : 見直し箇所

4 川崎市環境影響評価審議会及び専門部会委員名簿

	氏名	所属等	専門分野	備考	
				審議会	専門部会
学 識 経 験 者	大野 啓一	横浜国立大学大学院	植生生態学		
	川本 克也	国立環境研究所	環境化学・廃棄物工学		○
	北林 興二	元工学院大学	大気環境		○
	坂上 恭助	明治大学	建築設備・建築環境		○
	武田 庄平	東京農工大学大学院	動物行動学		
	戸田 孔功	横浜弁護士会川崎支部	法律	会長	○
	中村 文彦	横浜国立大学大学院	交通工学		
	濱野 周泰	東京農業大学	都市緑化・造園樹木学		
	早野 公敏	横浜国立大学大学院	地盤工学		
	村木 美貴	千葉大学大学院	都市計画		
	柳 憲一郎	明治大学法科大学院	環境法政策	副会長	◎
	義江 龍一郎	東京工芸大学	建築環境工学・風工学		
	吉村 純一	小林理学研究所	騒音振動		
市 民	安部 輝実	川崎地域連合	—		
	飯塚 馨	川崎市全町内会連合会	—		
	石井 誠一郎	川崎市医師会	—		
	重見 憲明	川崎商工会議所	—		
	清水 俊子	川崎市公害追放市民協議会	—		
	徳野 千鶴子	公募	—		
	矢部 俊介	公募	—		

◎：専門部会部会長

5 川崎市環境影響評価審議会及び専門部会審議経過

年 月 日	主な検討内容
平成22年12月28日	【平成22年度第12回環境影響評価審議会】 ・環境影響評価制度のあり方について(諮問)
平成23年 2月18日	【環境影響評価審議会第1回専門部会】 ・本市における環境影響評価制度の現状と課題
4月26日	【環境影響評価審議会第2回専門部会】 ・第1回専門部会の確認 ・対象事業の見直し(風力発電、鉄道高架化・地下化等) ・計画段階における環境アセスメント ・手続内容の見直し(法対象事業の条例との関係)
6月13日	【環境影響評価審議会第3回専門部会】 ・第2回専門部会の確認 ・対象規模要件の見直し(陸上埋立、住宅団地の新設等)
7月25日	【環境影響評価審議会第4回専門部会】 ・第3回専門部会の確認 ・審査等手続きの見直し(陸上埋立、住宅団地の新設等) ・手続内容の見直し(法対象事業と条例関係等) ・効果的な制度の確立(アセス図書の電子縦覧等)
8月31日	【環境影響評価審議会第5回専門部会】 ・第4回専門部会の確認 ・対象規模要件の見直し(陸上埋立、住宅団地の新設等) ・審査等手続きの見直し(計画段階の環境アセスメント等)
9月20日	【環境影響評価審議会第6回専門部会】 ・第5回専門部会の確認 ・手続き内容の見直し(変更手続き、事後調査) ・見直しの方向性の整理
10月24日	【環境影響評価審議会第7回専門部会】 ・現地視察
11月 2日	【環境影響評価審議会第8回専門部会】 ・専門部会報告案
12月27日	【平成23年度第7回環境影響評価審議会】 ・環境影響評価制度のあり方について(答申案)

